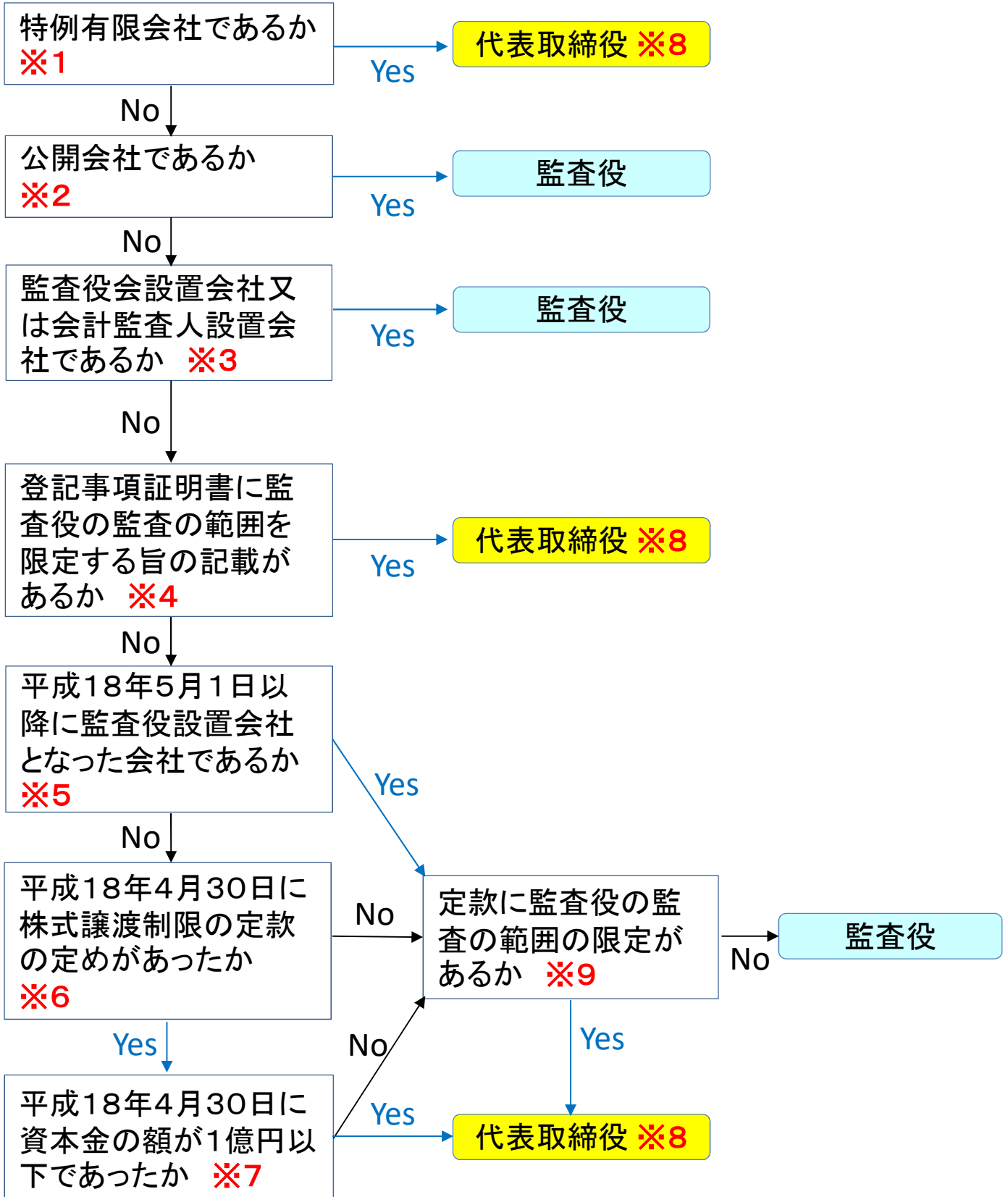


監査役設置会社と（元）取締役との間の訴えにおける 会社の代表者に関するフローチャート



代表者確認の際の留意事項

東京地方裁判所商事部

このフローチャートは、登記簿上の「監査役設置会社」（会社法（以下「法」という。）911Ⅲ⑰参照）と取締役（元取締役を含む。）との間の訴えにおける会社代表者を確認するための補助的な資料として作成したものであり²、事案に応じて、更なる資料の確認や検討等を要するものがあり得るので留意されたい。また、原告において訴訟提起時に定款の確認ができない場合、訴状送達後に被告に対して定款の確認を求め、更に審査を行い必要な補正を行うことがある。

なお、監査等委員会設置会社と取締役との間の訴え（法399の7）及び指名委員会等設置会社と執行役又は取締役との間の訴え（法408）に関しては、対象外である。

- ※1 監査役を置く特例有限会社（整備法3Ⅱ参照）については、法施行後に定款変更をして監査役
の監査範囲を拡大したことがうかがえない限り、定款の確認は不要であり、資本金の額にかかわ
らず、代表取締役を代表者として扱う（整備法24参照）。
- ※2 法386Ⅰ適用の有無（法389Ⅶ参照）を順に確認していくという発想でチェックしていく。
法389Ⅰでいう監査役
の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた会社（以
下「限定会社」という。）であるためには、「公開会社でない」こと、すなわち、全株式につき譲
渡制限の定めがあることが必要であるから（法2⑤参照）、登記事項証明書でその制限の有無を確
認する。なお、※6参照。
- ※3 監査役会設置会社又は会計監査人設置会社は、限定会社になることができないので（法389
Ⅰ括弧書参照）、登記事項証明書でそのような会社であるかを確認する。
- ※4 平成26年の法改正（平成27年5月1日施行）により、限定会社につき、監査役の監査の範
囲を限定する旨の定款の定めがあることが登記事項とされた（法911Ⅲ⑰イ）。ただし、上記改
正の施行時に上記定款の定めのある限定会社は、上記改正の施行後最初に監査役が就任し、又は
退任するまでの間は、上記定款の定めがあることを登記することを要しないことから（平成26
年法律第90号附則22Ⅰ）、登記事項証明書の役員区欄に上記定款の定めがあることが記録さ
れていない場合があり得る。

¹ 法386Ⅰの「監査役設置会社」は、①監査役を置く株式会社から、その監査役の監査の範囲を会計に
関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除いたもの、又は②この法律の規定により監査役を置
かなければならない株式会社である（法2⑨）。登記簿上の「監査役設置会社」は、①に上記定款の定め
があるものを含んでいる点で、法386Ⅰの「監査役設置会社」より広い概念である。

² 法386Ⅰ①は、「監査役設置会社が取締役（取締役であった者を含む。以下この条において同じ。）に
対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合」には、当該訴えについては、監査役が
監査役設置会社を代表する旨規定しており、法389Ⅶは、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限
定する旨の「定款の定め」がある株式会社については、法386Ⅰの上記規定を適用しない旨規定してい
るが、実務では、これらの規定を看過して代表者を記載したように思われる訴状等がまま見られる。さら
に、上記「定款の定め」については、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備
法」という。）にも関連する規定があり、確認すべき事項が複雑に絡み合っているため、なるべく簡易に
確認するための補助的なツールとしてこのフローチャートを作成した。

登記事項証明書により上記定款の定めがあることを確認することができた場合は、会社代表者は代表取締役となる。これに対し、上記定款の定めの有無を登記事項証明書により確認することができない場合は、フローチャートの※5以下に沿ってチェックしていく。

- ※5 当該会社が、平成18年5月1日の法施行日以後に監査役設置会社となったもの（同日以後に設立され、監査役設置会社となったものを含む。）であれば、原則として整備法53の適用の余地がないので、登記事項証明書により、会社成立の日及び監査役設置会社となった日を確認し、その日が法施行日以降であれば、定款により、監査役による監査の範囲を限定する定めの有無を確認する。ただし、施行日以降の近接した日に設立の登記がされている会社の定款については、法を前提とするものか旧商法を前提とするものかに留意する必要がある（整備法53、66Ⅰ後段、75参照）。
- ※6 整備法53は、会社法において監査役の監査の範囲を定款で限定し得る会社（法389Ⅰ参照）についての経過措置規定であり、会社法において公開会社（法2⑤）となる会社（旧商法下で定款による株式譲渡制限の定めのない会社。整備法76Ⅲ参照）には適用されない。そこで、会社法施行の際現に（平成18年4月30日に）株式譲渡制限の定款の定めがあったか否かを確認する必要がある（一般的には、登記事項証明書の株式・資本品欄の記載で確認できる。必要に応じて閉鎖事項証明書（商業登記規則30Ⅰ③）も確認する。）。
- ※7 整備法53の適用の可能性がある場合は、会社法施行時点で、いわゆる商法特例法1の2Ⅱに規定する「小会社」（①資本の額が1億円以下かつ②最終の貸借対照表上の負債が200億円未満）の要件を満たしていたかを確認する必要があるが、訴状審査段階では、平成18年4月30日時点での資本金の額が1億円以下の会社であること（上記①）が確認できれば（上記※6と同様、登記事項証明書の株式・資本品欄の記載で確認できる。必要に応じて閉鎖事項証明書も確認する。）、負債の額（上記②）は確認することなく、限定会社として取り扱う。ただし、整備法53により定款に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがあるものとみなされるのは、平成18年5月1日時点のことなので、その後、上記定めを廃止する旨の定款変更がされた場合には、会社代表者は監査役となる。
- ※8 限定会社である場合は、代表取締役が代表者になり（法389Ⅶ、349Ⅳ）、株主総会決議（法353）や取締役会決議（法364）で定めた者がいればその者が代表者になるので、登記事項証明書（場合により議事録）で確認する。
- ※9 定款に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め（法389ⅠⅦ）があるか否かについて、原則として定款を確認する。ただし、原告において訴訟提起時に定款の確認ができない場合には、訴状送達後に被告に対して定款の確認を求め、更に審査を行い必要な補正を行うことがある。